

令和6年度 湖西市人材確保支援事業
業務委託プロポーザル実施要領

1 趣旨

市内企業の「人材確保力」を伸ばし、学生に向けて魅力を発信することで、効果的な採用活動による優秀な人材の確保を支援するため、就職説明会等のイベントを通じた企業と学生・一般求職者とのマッチングに関する事業の企画及び実施・運営に関する提案を、プロポーザル方式（※）により選定する。

※もっとも優れた提案をした者を本要領に従い契約候補者として選定し、契約候補者の提案内容を踏まえた仕様書を別途調製の上、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号による随意契約を締結するものである。

2 委託業務

(1) 業務名

令和6年度 湖西市人材確保支援事業業務

(2) 内容

別紙「令和6年度 湖西市人材確保支援事業 業務委託仕様書」のとおり

(3) 履行期間

契約締結日から令和7年3月31日（月）までとする。

(4) 委託料

本業務の委託料の上限は、1,719,300円（消費税額及び地方消費税額を含む）とする。

(5) 支払い方法

委託料の支払い方法は契約時に市と受託者が協議の上、決定する。

3 応募資格

この企画提案に参加するには、次の要件を全て満たすものとする。

(1) 法人格を有し、本業務に関する委託契約を湖西市との間で直接締結できること。

(2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(3) 直近の1年間において、市税（湖西市に対し納付義務があるもの）、法人税、消費税及び地方消費税を滞納していないこと。

(4) 国又は地方公共団体との契約に関して指名停止を受けている期間中でないこと。

(5) 湖西市暴力団排除条例（平成24年湖西市条例第34号）に規定する暴力団員等及び暴力団員等と密接な関係を有する者でないこと。

(6) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続き開始の申立てが成されている者（更生手続き開始の決定を受けている者を除く。）または民事再生法（平成11年法律第2251号）に基づき再生手続き開始の申し立てが成されている者（再生手続開

始の決定を受けている者を除く。)に該当しない者。

- (7) 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成することを主たる目的とする者ではないこと。
- (8) 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを主たる目的とする者ではないこと。
- (9) 本業務を円滑に遂行できる、安定的かつ健全な財務能力を有すること。

4 応募方法

(1) 参加表明届の提出

以下のア～エに掲げる書類各1部を令和6年5月10日(金)17時(必着)までに、産業振興課モノづくり推進室に持参または郵送、若しくは電子メール(PDF)により提出すること。

ア 参加表明書(様式1)

イ 過去2年間において実施した人材確保支援に関する資料(任意様式)

ウ 会社概要書(任意様式)

エ 直近の決算報告書(任意様式)

(2) 企画提案書の提出

以下のア、イに掲げる書類各8部を令和6年5月20日(月)17時(必着)までに、産業振興課モノづくり推進室に持参または郵送により提出すること。

ア 企画提案書(任意様式)

イ 見積書(任意様式)

※アはA4版で作成し、ページ番号を付番した状態で提出すること。

(3) 質問に関する手続き

別紙「令和6年度 湖西市人材確保支援事業 業務委託仕様書」等の内容についての質問は、「質問書」(様式2)により、産業振興課モノづくり推進室に電子メールにより提出すること。なお、電子メールを送付したときは、その旨を電話にて連絡すること。また、電話やファックスでの質疑応答は行わないので注意すること。質問書の受付締切日時は令和6年4月25日(木)17時とする。

5 選定スケジュール

令和6年4月10日(水)		募集要領公表
令和6年4月25日(木)	17時	質問書提出期限
令和6年5月10日(金)	17時	参加表明届提出期限
令和6年5月20日(月)	17時	企画提案書提出期限
令和6年5月28日(火)		審査会による審査(プレゼンテーション審査)
		※時間は、参加表明届提出後に通知します。
令和6年6月上旬		委託先の決定

6 選考方法

(1) 選考方針

湖西市による審査会において、応募事業者から提出された企画提案書等の書類を使用したプレゼンテーションについて総合的に審査を行い、市が定める最低基準点に達した者のうち、第1位となった者を契約予定者とする。審査基準は以下に定めるとおりで、合計点数の多かった者が第1位となる。なお、提出された企画提案書等の書類及びプレゼンテーションの内容については非公開とする。プレゼンテーションの順番は当方の責任抽選とする。

※詳細（場所や説明順等）については、別途通知する。

※発表者は補助者を含め2名までとする。

(2) 審査日時

令和6年5月28日（火） ※時間及び会場は後日通知する。

プレゼンテーション（20分） 質疑応答（10分）

(3) 審査基準

別紙「審査項目及び審査の着眼点」のとおり、評価を行う。

以下の各項目の評価内容に基づき、各項目の配点の合計を100点満点として採点し、審査委員の採点数の合計により算出する。

委員の採点の合計が60%以上（全委員の採点合計÷委員数 \geq 60%）であることを最低基準点とする。

(4) 審査会の委員構成

市職員で構成する。

(5) 選考結果の通知

令和6年6月上旬（予定）に選考結果を通知するとともに、受託予定事業者の名称を湖西市ウェブサイトで公表する。

7 注意事項等

(1) 専門用語には注釈を付けるなど、分かりやすい表現で記載すること。

(2) 提出書類作成に係る費用は、応募者の負担とする。

(3) 企画提案書等の書類は返却しない。

(4) 企画提案書等の書類は、当事業の事業者の選定に用いるほか、当該事業の実施の資料としてのみ取り扱う。

(5) 参加が無効になる場合

企画提案書等が以下の項目に該当する場合には、参加を無効とする場合がある。

- ア 提出期限を経過したもの
- イ 応募資格を満たしていないもの
- ウ 虚偽の内容が記載されているもの
- エ 提案者が次のいずれかに該当するとき
 - a 役員等（役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員等（湖西市暴力団排除条例（平成 24 年湖西市条例第 34 号）第 2 条第 3 号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）であると認められるとき。
 - b 暴力団（湖西市暴力団排除条例（平成 24 年湖西市条例第 34 号）第 2 条第 1 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）、暴力団員等又は暴力団員の配偶者が経営に実質的に関与していると認められるとき。
 - c 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団、暴力団員等又は暴力団員の配偶者を利用するなどしたと認められるとき。
 - d 役員等が、暴力団、暴力団員等又は暴力団員の配偶者に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。
 - e 役員等が暴力団、暴力団員等又は暴力団員の配偶者と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
- オ その他提案の条件に違反したとき。

8 問い合わせ先・提出先

湖西市 産業振興課 モノづくり推進室

〒431-0441 静岡県湖西市吉美 2918 番地の 1（湖西地域職業センター内）

電話番号：053-576-0018（直通）

メールアドレス：mono@city.kosai.lg.jp

別紙「審査項目及び審査の着眼点」

審査項目		審査内容	配点
大項目	小項目		
実施体制 (20点)	運営体制	業務運営の人的体制が整っており、事業の進行管理を適切に行えるか 市との連携、調整が速やかに行える体制か	5
	管理者、スタッフの適性	過去に担当した業務実績から、適切な業務遂行が可能を認められるか	5
	個人情報の取り扱い	個人情報の保護・管理が適切であるか	5
	類似事業の履行実績	他市・他団体での事業実績が良好であるか	5
事業内容 (70点)	基本方針	本事業の目的や内容を的確に理解し、事業の実施方針を定めているか	10
	事業計画	事業内容(1)～(2)の計画がすべて提案され、仕様を満たしているか 各業務の流れ、組み立て、スケジュールは適切か	10
	業界・企業研究フェア等の イベント開催	市内企業の人材確保を支援するための独自の戦略、告知や見せ方の工夫が提案 されているか。	20
	参加学生の確保	県内外の学生に対して事業を周知する方法および参加に繋げる方法が提案され ているか。	30
経済性 (10点)	費用対効果	事業の実施に必要な経費が適切に見積もられ、市の予算の範囲内であるか	10
合計得点			100